

29 年度

債務負担行為見積書

(主任調整結果)

局名 県土整備局

所属名 用地課 (直通 045-210-6145)

(単位 千円)

事項		
	土木工事移転資金融資損失補償	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	20,000		-	平成29年度 ～ 平成30年度	521	-	-	-	521

査定額	20,000		-	平成29年度 ～ 平成30年度	521	-	-	-	521
-----	--------	--	---	-----------------------	-----	---	---	---	-----

事業概要等

- 事業の概要
 - 目的 神奈川県土木工事移転資金融資制度により、銀行が融資により損失を受けた場合には、県は銀行に対して、その損失を補償する。
 - 根拠 神奈川県土木工事移転資金融資制度要綱第8条
- 債務負担行為設定理由

貸付に係る償還期限が平成30年度までであるため、債務負担行為を設定する。
なお、平成11年度から新規融資を休止しているため、過年度分のみの損失補償となる。
- スケジュール

設定期間：平成10年度～30年度
- 限度額の積算内訳

平成10年度設定 20,000千円
(損失補償限度額 貸付残額の100分の10に相当する額)

【調整の内容】
要求どおり計上。